平成２５年（フ）第４号
北海道岩内郡岩内町字高台81番地の７
債務者　中村　繁幸
1　決定年月日時　平成25年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　　彰
4　破産債権の届出期間　平成25年５月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月14日午後２時10分
6　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２５年（フ）第５６号
静岡県浜松市北区新都田２丁目５番８号
債務者　古橋　譽子
1　決定年月日時　平成25年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小髙　譲二
4　破産債権の届出期間　平成25年４月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年４月24日午後３時
6　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第５７号
静岡県浜松市北区新都田２丁目５番８号
債務者　古橋　庄作
1　決定年月日時　平成25年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小髙　譲二
4　破産債権の届出期間　平成25年４月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年４月24日午後３時
6　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第３４号
高知市神田207番地　県住船岡南Ｒ６号棟24号室、住民票上の住所高知市長浜4499番地10
債務者　黒岩　　大
1　決定年月日時　平成25年３月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下　訓生
4　破産債権の届出期間　平成25年５月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年６月４日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１号
北海道網走市向陽ケ丘３丁目１番２号
債務者　池田　　裕
1　決定年月日時　平成25年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河邊　雅浩
4　破産債権の届出期間　平成25年５月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年５月31日午後１時45分
6　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２５年（フ）第３１１号
横浜市金沢区富岡東６丁目20番54号
債務者　加藤　勝雄
1　決定年月日時　平成25年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大和田治樹
4　破産債権の届出期間　平成25年４月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年５月９日午前11時10分
6　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３１２号
横浜市金沢区富岡東６丁目20番54号
債務者　加藤　啓子
1　決定年月日時　平成25年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大和田治樹
4　破産債権の届出期間　平成25年４月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年５月９日午前11時10分
6　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９２号
熊本市西区花園５丁目15番32号
債務者　小川富士夫
1　決定年月日時　平成25年３月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三浦　宏之
4　破産債権の届出期間　平成25年４月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年５月14日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１０号
静岡県沼津市青野206番地　ブルーシャンＡ101、前住所静岡県沼津市松長811番地の１
債務者　長尾　　駿
1　決定年月日時　平成25年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本多　孝士
4　破産債権の届出期間　平成25年４月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年５月15日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第９０号
静岡県菊川市潮海寺2658番地
債務者　長谷山敏光
1　決定年月日時　平成25年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長谷川隆史
4　破産債権の届出期間　平成25年４月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年５月15日午後３時
6　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第４４号
広島市南区宇品御幸３丁目７番29―201号　中福アパート
債務者　津口　勝志
1　決定年月日時　平成25年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上　香乃
4　破産債権の届出期間　平成25年４月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月31日午後３時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３２２号
宮崎市大字内海1106番地
債務者　渡邉　泰久
1　決定年月日時　平成25年３月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷田　寿人
4　破産債権の届出期間　平成25年４月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月14日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２１２号
山形市西田１丁目６番21号、前住所山形県東村山郡山辺町大字山辺2129番地４
債務者　齋藤たゑ子
1　決定年月日時　平成25年３月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　諸橋　哲郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月６日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５２７号
大阪府門真市柳田町９番28―205号
債務者　すずらん設備こと　佐野　秀文
1　決定年月日時　平成25年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松尾　友寛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月13日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７０４号
岡山県和気郡和気町日笠下355番地１
債務者　光岡　盛樹
1　決定年月日時　平成25年３月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小寺　立名
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月23日午前11時50分
5　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
岡山地方裁判所第３民事部